

衆議院議員 総選挙の投票日



投票のやり方

衆議院小選挙区選出議員選挙
候補者一人の氏名を記載し
て投票

衆議院比例代表選出議員選挙
政党(名簿届出政党等)の
名称または略称を一つ記載
して投票

最高裁判所裁判官国民審査
やめさせたい裁判官は氏名
の上の欄に×を記載、やめ
させなくてよい裁判官は何
も記載しないで投票

期日前投票

投票日に、仕事や旅行、レ
ジャー、冠
婚葬祭等で
投票できな
い人は、期
日前投票が
できます。
当市は、
二つの選挙

期日前投票期間
8月31日(水)~
9月10日(土)
8:30~20:00

選挙公報

選挙公報は、九月六日(火)
の朝刊に新聞折り込みで配布
予定です。また、市内の各施
設に備え付けます。公報が届
かなかつたり、違う選挙区の
公報が届いた場合は、選挙管
理委員会までご連絡くださ
い。郵送させていただきます。

投票日 9月11日(日) 7:00~20:00
(高原区、エメラルド区・小松ヶ原別荘地
は18:00まで)

開票 旧伊豆長岡町地区は9月11日(日)20:30
から伊豆の国市役所で、旧葦山町地区と旧
大仁町地区は21:00からあやめ会館で行い
ます

問合せ 伊豆の国市選挙管理委員会(総務課)
電話 055 948 1411

伊豆の国市は、静岡県第五
区(旧伊豆長岡町地区)と静
岡県第六区(旧葦山町地区・
旧大仁町地区)の二つの選挙
区に分かれて選挙が実施され
ます。あなたの大切な一票を
国政に生かすよう必ず投票し
ましょう。

新市誕生後、初めての市政
懇談会を行います。
市長が各地区を訪れて市政
報告をするともに、市民の
皆さんとひざを交えて率直な
ご意見を伺う懇談会です。
お誘い合わせて、お気軽に
お越しください。

時間 19:00~20:30
内容 開催地区長あいさつ
市長による市政報告
(約30分)
懇談会 (約1時間)

問合せ 総合政策課
電話 055 948 1413

市政懇談会

皆さんの声をお聞かせください

月	日	曜日	会場	対象地区
9	12	月	天野公民館	天野、富士見
	15	木	小坂公民館	小坂、長瀬、戸沢
	20	火	長岡区民館	長岡、花坂
	26	月	古奈公民館	古奈、壺之上
	27	火	江間防災センター	谷戸、仲之台、鳥打、珍野
	29	木	江間防災センター	町屋、大北、千代田、長塚
10	4	火	葦山農村環境改善センター	金谷、山木、土手和田
	6	木	葦山時代劇場映像ホール	四日町、寺家、中条
	11	火	中区公民館	中、立花台、高原
	18	火	葦山生涯学習センター	奈古谷、エメラルド、大仙
	20	木	南条区民ホール	南条、内中
	27	木	原木公民館	長崎、原木、多田
11	1	火	田原野公民館	田原野、浮橋、長者原、下畑、田中山
	8	火	守木公民館	守木、御門、宗光寺、白山堂、星和、立花
	10	木	田京公民館	田京
	15	火	三福公民館	三福
	17	木	中島防災センター	中島、吉田、神島
22	火	大仁公民館	大仁	

65歳以上の皆さん!
65歳以上の人を扶養している皆さん!

税法が改正 されました

改正前：平成16年分まで

その年中の公的年金等の収入金額(A)	雑所得を求めるための計算式
2,599,999円まで	(A) - 140万円
2,600,000円~4,599,999円	(A) × 75% - 75万円
4,600,000円~8,199,999円	(A) × 85% - 121万円
8,200,000円以上	(A) × 95% - 203万円

改正後：平成17年分以降

その年中の公的年金等の収入金額(A)	雑所得を求めるための計算式
3,299,999円まで	(A) - 120万円
3,300,000円~4,099,999円	(A) × 75% - 375,000円
4,100,000円~7,699,999円	(A) × 85% - 785,000円
7,700,000円以上	(A) × 95% - 1,555,000円

平成17年分の所得税については昭和16年1月1日以前に生まれ
た人が「65歳以上」となります。

65歳以上の人を扶養している人はご注意!

雑所得の計算方法の変更により、税法上、65歳以上の親族を扶養している人
でも「扶養控除」が受けられなくなる場合があります。65歳以上の親族が年金
収入だけの場合、158万円以下であれば「扶養控除」を受けることができます。
確定申告、年末調整で誤りのないように注意してください。

税法上の扶養と健康保険上の扶養とは条件が異なります。
→ 生計を一にする親族で年間合計所得が38万円以下の人。

期間中は、高齢者の交
通事故防止を重点とし、
思いやりパッシング運動
等が展開されます。交通
ルールやマナーを守り、
交通事故に遭わないよう
十分注意しましょう。

所得税、市県民税の老年者控 除が廃止されます

これまで、65歳以上で合計所得金額が1,000万円以
下の人には「老年者控除」として所得税で50万円、市
県民税で48万円の控除が適用されていましたが、平成
17年分の所得税(市県民税は平成18年度)から廃止さ
れることになりました。

65歳以上の人の公的年 金等に係る雑所得の計算 方法が変わります

65歳以上の人の公的年金等に係る雑所得の
計算方法が右表のとおり変わります。

このことから、今まで確定申告していなかつ
た人も、公的年金等を受け取る時に所得税が源
泉徴収されている場合がありますので、確定申
告で精算することになります。

確定申告には、源泉徴収票、生命保険料控除
に関する支払額の証明書、損害保険料控除に関
する支払額の証明書等が必要になります。郵送
されてきたら、大切に保管しておいてください。

また、医療費控除を受ける人は、医療費の領
収書を病院やかかった人ごとに整理して保管し
ておきましょう。

問合せ
所得税に関すること
三島税務署
電話 055 987 6711
市県民税に関すること
市役所税務課
電話 055 948 2907

安全は自らうな家庭から地域から 秋の全国交通安全運動

9月21日(水)~30日(金)10日間

問合せ 安全対策課 電話 055 948 1412